

第56号議案

芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のように定める。

平成25年9月3日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

公共の場所における歩行中又は自転車に乗車中の喫煙を禁止するため、この条例を
制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（平成19年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「（歩行喫煙等の禁止）」に改め、同条中「喫煙しないよう努めなければならない」を「喫煙してはならない」に改める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

参 照

芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

公共の場所における歩行中又は自転車に乗車中の喫煙を禁止するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

公共の場所において、歩行中又は自転車に乗車中に喫煙してはならないこととする。(第7条関係)

3 施行期日

平成25年10月1日